平成２２年（フ）第１１４２号
神奈川県大和市南林間２丁目17番17号　氏家荘201
債務者　菊地　　勲
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６８号
横浜市金沢区東朝比奈３―11―24―101、住民票上の住所横浜市金沢区大道２丁目22番10号
債務者　野辺　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６９号
横浜市金沢区東朝比奈３―11―24―101、住民票上の住所横浜市金沢区大道２丁目22番10号
債務者　野辺　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３６号
横浜市保土ケ谷区川島町1497番地１　ナイアスＡ－２号
債務者　櫻井　一登
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
静岡県富士市久沢２丁目９番82号　戸田アパート２Ｆ、前住所静岡県富士市森島563番地
債務者　須藤　浩司
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４２９号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘２―914
債務者　堀内　信行
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９３号
熊本県八代市二見洲口町628、住民票上の住所熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙604番地
債務者　日隠　孝美（旧姓淋）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６０号
熊本県八代市三江湖町1532番地
債務者　葭本　千穂
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３４号
秋田県大仙市南外字下湯ノ又50番地１、前住所栃木県足利市大久保町760番地　東足利コーポ３号
債務者　伊藤　宏也
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３２９号
栃木県那須塩原市青木425番地１
債務者　渡辺絵利奈
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３３号
栃木県芳賀郡益子町大字東田井225番地１町営住宅60号、住民票上の住所栃木県宇都宮市元今泉３丁目３番14号
債務者　小角　俊之
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３４号
栃木県宇都宮市陽南４丁目15番５号　イタデラハイツ107号
債務者　渡邊　枝美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３６号
栃木県宇都宮市鶴田町3645番地10、前住所栃木県宇都宮市駒生１丁目19番４号
債務者　中野　耕一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３７号
栃木県小山市大字南半田2055番地15
債務者　小森谷喜美子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３８号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1192番地４
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係